

# 住宅改修について

令和8年4月 塩尻市役所介護保険課介護保険係

## 概要

要介護者等が、自宅に手すりを設置、段差解消等の小規模な住宅改修を行おうとする際に事前に申請をいただくことで、住宅改修費を支給します。

## 対象者

要支援、要介護の認定を受けた方で、在宅で生活されている方

## 対象工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動のための円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え
- ⑤洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥上記の工事に付帯して必要な工事

## 補助額

支給限度基準額（限度額20万円）から、自己負担額（1割から3割）を差し引いた金額

※ 20万円を超えた工事費は全額自己負担となります。

※ 要介護認定の区分変更した場合や（3段階上昇時）、転居した場合には支給限度基準額が再設定されます（限度額20万円）。

※ 過去に本制度を利用して住宅改修を行い、再度別の箇所を改修する場合は、2回目以降の改修においては20万円から1回目の改修に要する経費を差し引いた金額を支給上限額として申請することができます。

### 補助額の計算例

- 改修に要する経費が20万円の場合 ※負担割合が1割の場合

支給上限額	20万円
自己負担額	20万円×10%=2万円
支給額	20万円(支給対象経費)−2万円(自己負担額)=18万円

- 過去に経費15万円の改修費の支給を受けた方が、新たに経費20万円の改修を申請する場合

支給上限額	20万円−15万円=5万円
自己負担額	5万円×10%=0.5万円+（支給対象外経費）※
支給額	5万円(補助対象経費)−0.5万円(自己負担額)=4.5万円

※支給上限額を超えた分の経費は全額自己負担となります。

【最終自己負担額 0.5万円(自己負担額)+10万円(支給対象外経費)=10.5万円】

## 申請の流れ

### 事前相談

ケアマネジャー等へ、住宅改修について相談をします

### 施工業者選定

施工業者を決めて、申請に必要な書類等の準備をします

### 事前申請

#### 介護保険課介護保険係に提出する書類

- ①住宅改修事前申請書 / 住宅改修事前申請書（受領委任払用）
- ②住宅改修が必要な理由書 ③見積書 ④平面図
- ⑤着工前の工事箇所写真（日付入）

### 交付決定

審査の結果、給付対象工事と確認ができた場合は住宅改修費事前申請書の受領通知をお送りします  
※ 書類での確認が難しい場合、現地確認を行うことがあります  
※ 申請から通知までは、1週間程度かかります

### 着工

受領通知を確認したら、工事を始めることができます  
通知を確認する前に着工した場合、住宅改修費を支給することはできません

### 竣工・支払

工事が完了したら、施工業者へ工事費用を支払います  
※受領委任払いの場合は負担割合分（自己負担額）の支払いになります

### 支給申請 (完了報告)

#### 介護保険課介護保険係に提出する書類

- ①住宅改修費支給申請書 / 住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- ②工事内訳書 ③領収書 ④改良後の工事箇所写真（日付入）

### 支給決定

審査の結果、支給が確定したら住宅改修支給決定通知書をお送りします  
※ 書類での確認が難しい場合、職員が現地確認を行うことがあります  
※ 支給申請した月の2か月後に給付費が振り込まれます  
※ 介護認定の申請中の場合、認定結果が出た月の2か月後に振り込まれます

## よくあるQ&A

Q1. 被保険者が子の家に一時的に身を寄せている場合、子の家の住宅改修はできますか。

A1. 住民票上の住所が子の家になっていれば可能です。

Q2. すでに工事を始めています。後からでも支給申請はできますか。

A2. できません。着工後の申請はいかなる理由があっても認められません。工事を始める前に必ず申請をしてください。

Q3. 父と母が介護認定を持っています。一か所の工事に対して父母二人分の申請をして、上限40万円までの工事を対象とすることはできますか。

A3. できません。一工事に対しての給付は上限20万円です。

Q4. 高齢者にやさしい住宅改良と併用はできますか。

A4. 同一工事において、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金と介護保険の住宅改修を併用することはできません。別々の工事であれば同時に申請することは可能ですが、介護保険の住宅改修費用（限度額20万円）を優先して利用していただきます。

※ 同時に申請する場合は、見積書、平面図及び写真にて、工事が明確に分かれていることがわかるようにしてください。（次ページ参照）

Q5. 事前申請後に、工事費用が変更になりました。

A5. 工事費用が変更になった場合、再度審査必要になります。変更申請書を提出してください。

Q6. 着工前の写真は住宅改修申請日から何日前のものが望ましいか。

A6. おおむね1ヶ月前のものが望ましいです。

Q7. 実績報告はいつまでにすれば良いですか。

A7. 領収日から起算して2年を経過した日以内に支給申請をしてください。

Q8. 家族等が住宅改修を行う場合の費用はどこまで認められますか。

A8. 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみを住宅改修費の支給対象とし、工賃は支給対象外です。

この場合の家族等とは、同居しているもの、または3親等以内の家族です。

**次の場合は材料費のみが支給対象になります。**

- ①被保険者が自ら材料を購入し、本人または大工を営む家族等が改修する
- ②同居（住民票上の同一世帯）していて大工を営む家族等が改修する
- ③別居していて大工ではない家族が改修する
- ④別居しているが、被保険者と生計を一にしている家族が改修する

**次の場合は材料費・工賃ともに支給対象になります。**

- ⑤別居していて大工を営む家族が改修する

## 提出書類

### I. 事前申請時

書類	留意点など
事前申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 受領委任払の場合、申請者は受領委任払い事業所としてください。</li><li>● 受領委任払の場合、委任欄に必ず被保険者の署名を記入してください。（自署の場合は押印不要です）</li><li>● 住宅の所有者が本人以外の場合、「住宅改修の承諾」欄を記入してください。（自署の場合は押印不要です）</li></ul>
住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 作成者はケアマネジャーか住環境コーディネーター2級以上を保有する方になります。</li></ul>
見積書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施工業者に依頼してください。任意の様式で構いません。</li><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宛名が対象者本人であること。</li><li>・ 施工場所が対象者本人の住民票の住所であること。</li><li>・ 工事の種類、品名、数量、単価が区分されていること。「工事一式」のような記載は認められません。</li><li>・ 給付の対象外の工事が含まれる場合、対象工事の部分を明確に分けること。</li></ul></li><li>● 介護保険の住宅改修や、補助金の対象外の工事を同時に行う場合は、下記のとおり見積書を分けていただく必要があります。※参照</li></ul>
平面図	<ul style="list-style-type: none"><li>● 任意の様式で構いません。わかりやすく作成してください。</li><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改修箇所を明確にすること。</li><li>・ 見積書、写真と同じ工事箇所番号を記載すること。</li><li>・ 手すりは取付け位置を明確にすること。</li><li>・ 床材変更や段差解消は、改修箇所の寸法を記載すること。</li></ul></li></ul>
着工前の工事箇所写真	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 撮影年月日を必ず入れること。日付機能のないカメラの場合はボード等に記載して、改良箇所と一緒に撮影してください。</li><li>・ 写真上に完成予定図（取付け位置など）を入れること。</li><li>・ 見積書、平面図と同じ工事箇所番号を記載すること。</li><li>・ 段差解消や浴槽取替えの場合、メジャーを当てて高さや深さがわかるように撮影すること。</li></ul></li></ul>

※ 高齢者にやさしい住宅改良や、補助金の対象外の工事を同時に行う場合は、次のように見積書を分けて作成し、提出してください。平面図と写真は高齢者にやさしい住宅改良の申請と同じものを使用できますが、工事箇所を色分けするなどしてわかりやすくしてください。

① 工事全体見積書 (②~④の合算)	② 介護保険住宅改修 見積書	③ 高齢者にやさしい 住宅改良促進事業 見積書	④ 対象外工事 見積書
--------------------------	----------------------	----------------------------------	-------------------

## II. 支給申請時(完了報告)

書類	留意点など
支給申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 受領委任払の場合、振込口座は受領委任事業所の口座を指定してください。</li><li>● 受領委任払の場合、申請者は受領委任払い事業所としてください。</li><li>● 受領委任払の場合、委任欄に必ず被保険者の署名を記入してください。(自署の場合は押印不要です)</li></ul>
工事内訳書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 注意点は事前申請時の見積書と同様です。内容に変更がないか確認してください。</li><li>● 交付申請時に見積書を分けた場合は、工事内訳書も同様に分けてください。</li></ul>
領収書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施工業者へ支払った工事費用の領収書原本を提出してください。必要であれば原本は確認後に返却します。</li><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宛名が対象者本人であること。</li><li>・ 税抜き5万円以上の場合、収入印紙が貼ってあること。</li></ul></li><li>● 高齢者にやさしい住宅改良や、住宅改修の対象外の工事を同時に行った場合、工事全体の内訳書等で金額の内訳を確認ができれば領収書を分ける必要はありません。</li></ul>
改良後の工事箇所写真	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 撮影年月日を必ず入れること。日付機能のないカメラの場合はボード等に記載して、改良箇所と一緒に撮影してください。</li><li>・ 改修前と比較ができるように、同じ場所から同じ角度で撮影すること。</li><li>・ 改修した部分の全体が写っていること。</li><li>・ 見積書、内訳書等と同じ工事箇所番号を記載すること。</li></ul></li><li>● 段差解消や浴槽取替えの場合、メジャーを当てて高さや深さがわかるように撮影すること。</li></ul>

### お問合せ先

塩尻市役所介護保険課 ☎0263-52-0280 (代表)

介護保険係：内線2135 (介護保険の住宅改修に関すること)

介護相談係：内線2133 (高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金に関すること)